

浄化槽

じょうかそう

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する設備で、
河川を汚さない為にも日頃の維持管理が重要です。

浄化槽管理者の3つの義務とは？

① 保守点検

常に汚水が正しく処理されるよう、微生物の管理や附属機器の点検・調整、消毒剤の補充等を行います。県知事(宮崎市は宮崎市長)の登録を受けた保守点検業者と契約しましょう。

② 清掃

槽内に溜まった汚泥の引き抜き、機器の洗浄、清掃を行います(年に1回以上)。
市町村の許可を受けた清掃業者へ依頼しましょう。

③ 法定検査(法律で義務付けられている重要な検査です)

浄化槽が正常に機能している事を総合的に判断する為の検査です(年に1回)。
県知事の指定を受けた検査機関(公益財団法人宮崎県環境科学協会)に依頼しましょう。

正しい使用を心がけて下さい。

1 台所では使用済みの油や 食べ残しを排水口に流さない

浄化槽には食べ残しや油を処理する装置はついていません。
三角コーナーやネットを取り付けるようにし、油は流さないようにしましょう。



2 トイレを使ったら、 必ず水を流す。

途中で詰まるなどして浄化槽の働きが悪くなります。使用の都度、水をながしましょう。



3 劇薬を使って掃除をしない

塩酸などの薬品が流れ込むと微生物が弱ったり、死んだりして浄化槽が正常に機能しなくなります。



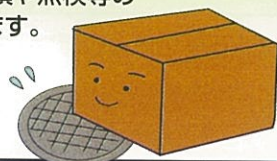
4 トイレットペーパー以外は 流さない

その他の紙や紙おむつ、たばこの吸い殻などは詰まりの原因になります。



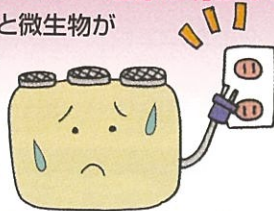
5 浄化槽の上に物を置かない、 フタは必ずしめておく

浄化槽の破損や点検等の障害になります。



6 浄化槽のプロワー電源は切らない

電源を切ると微生物が死んで処理できなくなります。



環境を守る大切な担い手

浄化槽のお問い合わせは、保健所、市町村役場へ
法定検査の依頼は(公財)宮崎県環境科学協会へ

宮崎県・市町村・宮崎県浄化槽普及促進協議会・
(公財)宮崎県環境科学協会・(社)宮崎県浄化槽協会・
宮崎県管工事協同組合連合会

浄化槽の検査を受けて下さい。

～きれいな放流水で美しい環境～

あなたの家に設置されている浄化槽の設置状況や維持管理が不十分だと、汚れた水が河川に流れ込み河川の汚れや隣近所への悪臭の原因になります。法定検査の結果、全体の約3割の浄化槽がなんらかの改善を要するという結果が出ています。

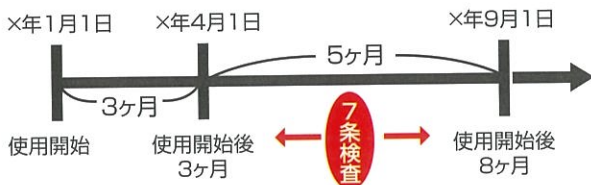
せっかく設置した浄化槽です。適正な管理で有効に機能させ、きれいな放流水で美しい環境を創りましょう。

法定検査って何？

浄化槽の検査には2種類あります。

1. 浄化槽法第7条検査

浄化槽を新たに設置した場合には、使い始めて3ヶ月経過した日から5ヶ月の間に、設置状況及び水質の検査を受ける事が義務付けられています。



2. 浄化槽法第11条検査

保守点検と清掃が適正に行われ、かつその機能が正常に維持され、きれいな水が放流されるかどうかについて行う検査です。いわば、浄化槽の健康診断にあたるもので、毎年1回実施することが義務付けられています。法定検査は、保守点検、清掃とは異なり、法令の順守状況の確認を行うとともに、問題が認められた場合には、速やかに改善する事を目的に行うものです。必ず受検いただきますようお願いいたします。検査の依頼方法については、右記をご覧ください。

費用はどれくらい？

検査手数料は、検査当日のお支払い、専用の振込用紙での郵送による請求、または便利な口座振替など選択できます。

処理規模 (人槽)	検査手数料(円)	
	第7条	第11条
5- 10人槽	7,000	3,800
11- 20人槽		4,000
21- 50人槽	9,000	6,000
51- 100人槽	14,000	10,000
101- 200人槽	19,000	15,000
201- 500人槽	24,000	20,000
501-1,000人槽	29,000	25,000
1,001-2,000人槽	34,000	30,000
2,001人槽 以上	39,000	35,000

※本検査については、消費税が課税されません。

法定検査とはどんな事をするの？

法定検査は皆様からの依頼で実施します。

検査の申込方法は下記の3通りです。

① 郵送による申込

専用の依頼書に必要事項をご記入の上、郵便ポストへ投函して下さい。

② FAXによる申込

専用の依頼書に必要事項をご記入の上、FAXして下さい。FAX.0985-51-2086

③ インターネットによる申込

(公財)宮崎県環境科学協会のホームページより検査申込フォームへ進み、必要事項を入力の上、送信して下さい。

<http://www.miyazaki-kankyo.or.jp/>

依
頼

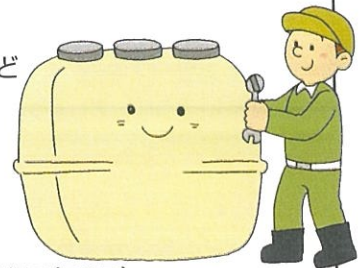
指定検査機関の検査員が現場に伺い、次のような検査を行います。

① 外観検査

1. 設置状況
2. 設備の稼働状況
3. 水の流れ方の状況
4. 使用の状況
5. 消毒の実施状況など

② 水質検査

1. 水素イオン濃度
2. 溶存酸素量
3. 透視度
4. 残留塩素濃度
5. 生物化学的酸素要求量(BOD)



③ 書類検査

保守点検や清掃の記録及び保管状況等(3年間保存)をチェックします。

結
果

検査の結果を公正に評価・判定し、改善すべき点があれば現場で助言します。また、後日検査結果書を送付します。(3年間保存)

※浄化槽の管理者が変わった場合や廃止をした場合は届出が必要です。

浄化槽法定検査の依頼は、県知事指定検査機関(公財)宮崎県環境科学協会へ

公益財団法人 宮崎県環境科学協会

〒880-0911 宮崎市大字田吉6258-20

※浄化槽検査
専用ダイヤル

TEL. 0985-51-4331

浄化槽法及び宮崎県浄化槽指導要領は、公益財団法人宮崎県環境科学協会ホームページ <http://www.miyazaki-kankyo.or.jp/> でご覧になれます。各種届出書、報告書のダウンロードが出来ます。